

第 47 回接続委員会 議事概要

日 時 平成 31 年 2 月 13 日 (水) 17:00～:17:25
場 所 総務省 8 階 第 4 特別会議室
参加者 接続委員会 相田主査、関口主査代理、内田委員、佐藤委員、
高橋委員、山下委員、池田委員
総務省 山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、
大塚料金サービス課企画官、大磯料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール（6 か月前ルール）の変更等に係る改定）について
 - 総務省から資料について説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。
 - その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。
- ② 接続委員会運営方針細目（案）の制定について
 - 総務省から資料について説明が行われた後、運営方針細目（案）について調査・検討が行われた。
 - その結果、運営方針細目（案）のとおり、当委員会の運営方針細目を定めることとなった。

【主な発言等】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール（6 か月前ルール）の変更等に係る改定）について
 - 山下委員
電気通信事業部会の諮問の際に接続事業者への料金請求の単位は日割りか月割りかという質問をしたが、そのことについてわかったことはあるか。
 - 事務局
その点については日割りであることが確認できたが、約款には記載されていない場合もあると承知。今のところ問題は発生していないと認識しているが、引き続き注視していきたい
- ② 接続委員会運営方針細目（案）の制定について
 - 池田委員
この会議室ならテレビ会議システムがある。情報通信を所管する総務省だからこそ、ICTの利活用によって、多様なバックグラウンドの方が参加できるよう、遠隔からの会議参加が可能となるような措置をしてほしい。
 - 相田主査

遠隔参加について今まで明示的な取決めはあったか。

○ 事務局

この委員会について言うと、これまではなかった。この運営方針細目案の制定によって明示的に可能となる予定。

○ 相田主査

池田先生が言おうとしていたのは、主査が会議を招集したときにテレビ会議など、遠隔で参加することは可能なのかということと認識。遠隔での会議参加は、この細目の1の(6)で対応可能なのか。

○ 事務局

一部の人が遠隔参加するときは、1の(6)の規定により、主査の判断によってできると認識。

○ 相田主査

昔企業で、遠隔参加だと開催場所の特定が難しいという理由で遠隔参加ができなかったというのを聞いたが、そのような問題は起こらないか。

○ 佐藤委員

今は取締役会でも簡易な案件について書面(メール)審議が可能になっているようだ。会議によっては電話等による遠隔参加も含め、最近は企業もいろいろな取組を実現している。総務省ももっと利便性を高めるため検討してほしい。

○ 相田主査

頂いたご意見は踏まえた上で、会議を電子メール等で行うことを公式に明文化するということで、この細目案を定めることとしてよいか。

○ 全委員

了。

以上